災害事例及び措置情報 (平成25年)

中部近畿産業保安監督部

							ED7 /*	(+ v .	1.5						中部近畿産業保安監督部	
番	災害等発 生鉱工学 等産業督 安監督 名	県名 発生年月日時間	鉱種	鉱山労働者数 A:9人以下 B:10~49人 C:50人~99 人 D:100人以上	災害事由	死亡	重	4週		所因となった装置・施設等	危険有害要因 (ハザード)の内容	災害概況	リスクマネジメント実施状況(発生 前) ※この項目は平成17年度以降の災害のみ	原因	対策	詳細情報
	1 中部	岐阜 5月16日 7時58分頃	石灰石	D	外・墜落	-	1	ı	-	1 車両系鉱山機械の歩廊	・注意力の不足 ・作業方法、作業手順書の 不備	罹災者はショベル系掘削機械(カタピラ式・機長13.9m×機幅4.2m)のキャビンに上がり、エンジンオイル点検のために歩廊(幅50cm)を歩き、機体上部に向かうため階段を上ろうとしたところ、分析班が鉱石のサンプリングに来たことに気づいた。 罹災者はサンプリング箇所を分析班に伝えるため、右方向に振り向いた後、後方に移動しようとして歩廊上で左足を1歩踏み出し、2歩目の右足を踏み外して約1.8m下に墜落し、罹災した。なお、墜落する時の罹災者は両手のうち左手のみがボディーに触れている程度であった。(罹災者:男性、48歳、重傷)	ヒヤリハットを題材としたリスクアセスメントを行い、重機の標準作業 ルール・マニュアルを改訂して採掘 場員に周知徹底を行った。	①罹災者は、サンプリング箇所を早く伝えようとし、足下を確認せず歩廊を歩こうとして右足を踏み外した。 ②罹災者は、歩廊が1.8mの高所であるにもかかわらず、転落を防止するため手すりを掴むなどする3点支持歩行を怠った。 ③大型重機に特化した歩廊通行ルールが定められておらず、注意喚起が不十分だった。	①作業・動作毎の指差呼称による安全確認を周知徹底するため、指差呼称の再教育及び訓練を実施するとともに、指差呼称自己採点シートの運用を開始した。②油圧ショベル標準作業ルールに「昇降」「大型機歩廊通行・作業」を追加・改訂した。また、油圧ショベル標準作業マニュアル「昇降」「大型機歩廊通行・作業」に3点支持での移動を追加・改訂した。 ③歩廊縁部及び手摺りを赤色で明示し、歩廊縁部にウレタン製の警告ボールを設置した。また、「墜落・転倒注意」「足元注意」の警標を掲げ、高所であることを認識させる措置を講じた。	概要図25-1
	2 中部	三重 6月20日 14時40分頃	石灰石	В	外・墜落	-	1	1	-	1 固定された梯子	・雨で滑りやすい梯子 ・両手がふさがった姿勢 ・不安定な構造の梯子	罹災者は、交換したローラを右手に抱え、レパーブロックを左手で持ち、両手がふさがった状態で固定された梯子 (高さ1150mm 踏面 幅315mm 奥行き75mm 段数5段 勾配約55°)を降りている途中、3段目から2段目に右足を降ろしたとき、右足が滑って地面に墜落・転倒し罹災した。なお、梯子は雨で濡れ滑りやすい状態であった。 (罹災者:男性、35歳、重傷)	実施していない。 (新規採用者教育及び作業前ミー ティングで雨天の作業上の注意等 について周知は行っていた。)	① 雨天で固定された梯子が濡れており滑りやすい状態だった。 ② 罹災者は両手がふさがってパランスがとりにくい状態であった。 ③ 固定された梯子は、急勾配で手摺りがなく、踏面の幅及び奥行きが短い不安定な構造だった。	①全ての鉱山労働者に対して雨天時の通路階段の通行に関する注意等を周知徹底した。 ②現況調査を実施した結果、災害発生箇所を通行しなくとも他に通路があり、梯子の必要性が低いため、梯子を撤去し通行を禁止した。 ③鉱山内に類似した危険箇所がないか調査した結果、墜落リスクが高い箇所を発見したため、当該箇所に安全柵を設置した。	概要図25-2
	3 中部	愛知 9月6日 11時30分頃	非金属	A	外・運搬装置(自動車)のため	_	(1)	-	_	(1) ダンプトラックの荷台	・前輪が浮きやすい構造のダンプトラック・荷台に居着きやすい積荷・保安教育の不足	採掘場内の採掘跡地埋め戻し箇所において、罹災者は 誘導員の誘導に従ってダンプトラックを停止させ、搬入した 埋戻用土砂を降ろすために荷台を上昇させたところ、前荷 となっていた土砂が荷台の後部に滑り落ち、その反動で後 輪軸を支点としてダンプトラックの前輪が地面から浮き上 がった。罹災者は、慌てて運転席から地面に飛び降り、腰 や左足を痛打し罹災した。 ダンプトラックが停車した箇所には勾配があり、後輪が僅 かに下がっていた。(罹災者:非鉱山労働者、男性、63歳、 重傷)	採掘場内の埋め戻し作業につい でリスクアセスメントを行い、新たに 鉱山に入構するダンプトラック運転 者を対象とした保安教育を実施し た。	①ダンプトラックは、通常のダンプトラックより 荷台が長く、荷台を上昇させる際に前輪が浮 きやすい構造だった。 ②埋戻用土砂は、降雨のため水分が多くダン プトラック荷台に居着きやすかった。 ③ダンプトラック前輪が浮いても降車してはな らないことを教育していなかった。	①荷台の長いダンプトラックは、埋戻作業に使用することを禁止した。 ②ダンプトラック荷台の居着き防止対策をとるよう運搬事業者に対して依頼した。 (居着きやすい埋戻用土砂を積載する場合は荷台に滑りのよい砂利を敷くなど。) ③保安教育項目にダンプトラック前輪が浮いても降車しないことを追加した。	概要図25-3
	4 中部	岐阜 10月18日 9時10分頃	非金属	В	外・運搬装置(自 動車)のため	_	1	ı	-	1 鉱山道路	・体調が悪く慌てていた ・ぬかるんだ鉱山道路	罹災者は、腹痛のため砕鉱場にある手洗いに行くため、自動車で鉱山道路を走行していた。原石投入口方向に走行中、通常より道路左側を通ったが、路面左側がぬかるんでいたためハンドルをとられ、投入口手前で支柱にぶつかりそうになったのでハンドルを右に切ったところ自動車左側が投入口支柱に接触し、ブレーキとアクセルを慌てて踏み間違え、投入口対面の石垣に自動車右前部が衝突し腰を骨折した。 なお、鉱山道路の道路幅は広く、ほとんど勾配もなかった。(罹災者:男性、59歳、重傷)	(自動車の運転に関する有資格者 教育及び保安規程に基づく安全運	①罹災者は体調が悪く、慌てていたため、自動車の運転操作を誤った。 ②鉱山道路の整備が不十分で路面がぬかる んでいた。	①鉱山労働者に対して体調管理を徹底するとともに、体調不良の場合は無理に作業することがないよう保安教育した。 ②災害のあった鉱山道路は、ぬかるみを除き砕石を敷いて整備し、定期的に整地することとした。また、全ての鉱山道路について、路面のぬかるみや凹凸を整地した。	概要図25-4
	5 中部	岐阜 10月24日 14時頃	非金属	В	外・取扱中の器 材鉱物等のため	-	1	1	-	1 吊り紐	・用途の違う損傷した吊り 紐 ・安全治具の不使用	罹災者は、作業場で原料(窯業原料)の入ったフレコンバック(重量900kg 直径約100cm 高さ110cm)本体吊り 紀の輪の部分に別の吊り紐を通して、その吊り紐をホイストクレーンのフックに掛け、地上約50cmの高さに吊した。罹災者は、両足を開いて床に座り、原料ホッパーに原料を投入するため左手でフレコンバックの下紐を開けたところ、突然、フックにフレコンバックを吊していた紐が切れ、フレコンバックに足と身体を挟まれ罹災した。(罹災者:男性、40歳、重傷)	(プレコンハック本体、市り組等を作業前に点検すること及びフレコン バックの下敷きになることを防ぐためのリング状の治具を設置して作業するように指示はしていた。)	①フックに掛ける吊り紐は、廃棄する他のフレコンバック本体の吊り紐を使用し、専用の吊り紐でなかった。 重量1トン用のフレコンバック本体に付いている2本の吊り紐の1本で吊り上げていた。) ②吊り紐は、繰り返し使用して紐の一部が傷んでいたが、十分な点検をせずに使用した。 ③フレコンバック解袋作業において、安全確保のためフレコンバックの下に設置することとしていたリング状の治具を使用しないで作業を行った。	①フレコンバックをフックに吊す際は、安全な専用の 吊り帯を使用することとした。 ②フレコンバック解袋作業は、フレコンバック本体、吊 り帯等を必ず作業前に点検し、安全を確認し行なうこ とを周知徹底した。 ③フレコンバック解袋作業は、リング状の治具を必ず フレコンバックの下に設置して行なうことを周知徹底した。 ④フレコンバック解袋における作業手順書を作成し、 周知徹底した。	概要図25-5
	6 中部	岐阜 10月24日 16時頃	金属	D	外·火災	_	-	-	-	_ ファン用電動機電源ケーブ ル	・損傷した電源ケーブル・難燃性の低い電動機カバー・難燃性の低いファン室内 ・難燃性の低いファン室内 張・消火能力の低い消火設備	亜鉛電解工場において4基設置されているクーリングタワー送風ファンのうちNo.2送風ファンが異常警報を鳴らして停止したため、操業員がインバーターをリセットし送風ファンを再起動させたが、送風ファンは再び停止した。その後、保全員がファン室に入ったところNo.2ファン用電動機カバー付近から出火を確認したため、消火器による初期消火を行ったが消火することができず待避した。消防によって消火されるまでに亜鉛電解工場クーリングタワー用ファン室(3階建て屋上)建屋内部とファン室に接続するクーリングタワー内部が焼損した。(罹災者なし)	(出火した送風ファンの電動機は、 部品交換、定期点検等が行われる とともに、毎日の巡視も行われてい たが、当該電動機から出火すること を想定していなかったため、リスク ネジメントは行われていなかった。)	①着火原因(推定) 何らかの原因でファン用電動機電源ケーブルの被覆が損傷し、損傷箇所からケーブル素線が周辺の金属と接触(地絡)又は別のケーブル素線と接触(短絡)することで大電流が流の台座に残った潤滑油、FRPの樹脂等の可燃物に引火した。②延焼原因・フン室内部からクーリングタワーは、FRP等の樹脂系材料で構成されていたが、難燃性が低い普通樹脂だった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ご連択板音を取が化する対象・電動機のカバーの材質を内側をステンレス板(不燃)、外側をFRP樹脂版の二層構造として、電動機周囲からの発火があっても燃焼しにくいものにした。・ファン室の内張を難燃性の高いFRP材料にする。・消火距離を有する大型消火器を2本追加設置するとともに従来タイブ消火器を1本から3本に増設した。また、ファン室付近に消火栓一式を設置した。また、ファン室付近に消火栓一式を設置した。・電動機体に沿便でが開始高温した。大場合に原始ので	概要図25-6